

京都市政策評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 政策評価制度の公正な運用と向上を図るため、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例第11条第1項に規定する委員会として、京都市政策評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 政策評価制度の充実に向けた提案
- (2) 政策評価の手法についての助言及び提案
- (3) 自己評価の方法及び実施過程への助言

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員のうち、2名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験のある者その他市長が適当と認める者を、それぞれ市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、副委員長）及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

(旧要綱の廃止)

3 京都市政策評価制度評議会設置要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

4 この要綱の施行の際、旧要綱に規定する委員である者は、この要綱の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その者の任期は、この要綱の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

政策評価制度に関する意見

— 「はばたけ未来へ！ ^{みやこ}京プラン（京都市基本計画）」
に対応した政策評価制度の実施に向けて —

京都市政策評価委員会

平成 23 年 4 月

1 はじめに

京都市の政策評価制度は、平成16年度から本格実施され、今年で7年目を迎えた。この間、評価結果の客観性・信頼性を高めるため、客観指標の充実や市民生活実感調査の回答率向上の取組等が進められ、また、市民に対する説明責任を果たすため、評価票の改善や評価結果の広報の充実等の工夫が重ねられてきた。さらに、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「行政評価条例」という。）の制定により、恒久的・継続的な評価の仕組みが確立された。こうした不断の取組により、全国的にも先進的な制度として高く評価できるものとなっている。

本京都市政策評価委員会は、政策評価制度の公正な運用と向上を図るため、行政評価条例第11条第1項の規定により設置され、政策評価制度の充実に向けた提案、政策評価の手法についての助言及び提案、自己評価の方法及び実施過程への助言を所掌事務とする審議会として、こうした制度の充実に尽力してきたところである。

この度、「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」（以下「京プラン」という。）が策定され、平成23年度から実施されることとなるため、これに対応する効果的で分かりやすい政策評価制度となるよう、本委員会は鋭意検討を重ねたので、提案する。

この提案を踏まえ、これまでの評価の蓄積を生かした制度の運用について検討を進められたい。

本委員会としても、政策評価制度の更なる改善に向けて、引き続き尽力して参りたい。

2 「京プラン」に対応した政策評価制度の充実について

(1) 平成23年度からの制度の在り方について

ア 基本事項

京都市の政策評価制度は、平成16年度の制度創設当初から、次のような考え方と仕組みを基に実施されてきた。

基本的な考え方（政策評価制度の目的）

- 政策の目的がどの程度達成されているかを評価し、より効果的な市政の運営に役立てる。
- 評価の結果を公表し、市民に対する説明責任を果たす。

基本的な仕組み

- 基本計画の体系（政策－施策）に基づき、政策評価を実施する。
- 市民生活実感評価と客観指標評価との2つによる評価を実施する。

このような考え方と仕組みの下、全国的にも先進的な相当完成度の高い政策評価制度が構築されてきたことから、これらの基本事項は、今後も維持すべきであると考えます。

イ 「京プラン」への対応について

政策評価における評価の単位については、上記のとおり、これまで基本計画の政策体系に基づき設定し、実施してきたところである。これは、評価結果を政策の企画・立案や市政運営に反映させるとともに、市政の現状やまちづくりの進み具合を市民が理解するのに役立てるうえで、最も効果的と考えられるためである。

そこで、平成23年度からは、「京プラン」の政策体系に基づき、27の政策分野と114の推進施策を評価単位とすることが望ましい。

「行政経営の大綱」に掲げられる市民参加や情報公開、行政評価、財政等については、各分野の政策を推進するための行政運営に関する内容であることから、政策評価の対象とはせず、「京プラン」の実施状況と今後策定される実施計画の進捗状況が的確に把握され、政策評価の結果と併せて、分かりやすく周知されることを期待する。

ウ 客観指標の設定について

京都市全体、部局、課等の目指すべき目標の共有、目標達成までの進行管理及び方向性の見直しを合理的に行うためには、京都市政が目標とする最終成果から個々の活動が導かれる道筋を明らかにしておく必要がある。行政評価においても、この道筋に沿って、政策－施策－事務事業の各段階に応じた指標と目標値を設定し、数値を把握することで、より合理的かつ客観的な評価が可能となる。この観点から、次のような見直しを行うべきである。

➤ 政策指標と施策指標の関係

現 行		見直し後
政策指標は施策指標のうち主要なもの	⇔	政策－施策それぞれのレベルに応じた別の指標

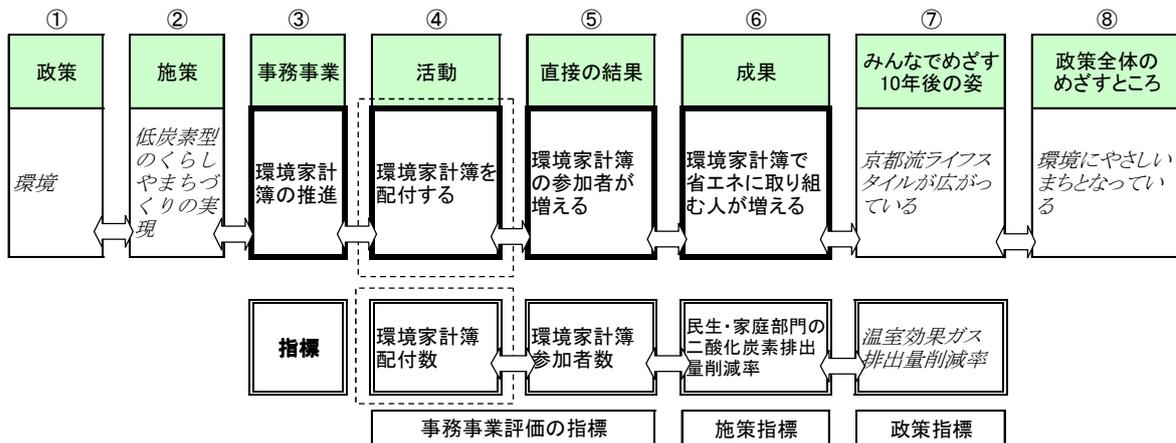
➤ 客観指標の個数

現 行		見直し後
原則 3 以上 5 以下	⇔	1 以上で、当該政策又は施策に応じた適切な個数

なお、政策－施策指標の設定に当たっては、「客観指標のマニュアル」に掲げられるロジックモデル^{*}を積極的に活用するなどして、継続的により良い指標の設定に努められたい。

^{*} 行政活動の指標化に当たって、行政活動を「資源の投入（インプット）」から「結果（アウトプット）」を経て「成果（アウトカム）」までに至る論理的過程（ロジック）を表にしたもの。

➤ ロジックモデルの例



「客観指標のマニュアル」には、ロジックモデルのほか、次のような事項が記載されているので、参照されたい。

➤ 指標のチェック項目

- A 目標値の設定根拠が明確で、設定の意図や理由について合理的に説明できるか。
- B 目標の性質に照らして、明確な目標水準が設定されているか。
- C 政策・施策・事務事業と指標のつながりは明確か。
- D 経年変化を把握でき、かつ計測可能なものか。
- E 京都市にかかわりのあるものか。
- F 設定している目標と他の目標との間で、矛盾がないか。
- G 市民に分かりにくい名称（専門用語）になっていないか。
- H データの把握に過度のコストや時間を要していないか。

なお、同一施策に係る複数の指標の中で当該施策に占めるウェイトの高いものとそうでないものが混在する場合、妥当な評価結果が導き出されるよう、各指標の合計が100パーセントとなるようウェイト付けを行うことが望ましい。他方、恣意的なウェイト付けは評価の信頼性を損ねるおそれがあるため、ウェイトが特に大きいものは50パーセント、特に小さいものは10パーセント以下で均等割りするなど、ウェイト付けの類型化を図る必要がある。ウェイト付けの導入により、従来の準指標は不要となる。

エ 市民生活実感調査について

市民生活実感調査の設問は、従来は1施策につき1問ずつ作成されていた。

しかし、「京プラン」の「政策の体系」中「みんなでめざす10年後の姿」は、市民と行政の協働により政策が実現した状態を示していることから、政策評価のための市民生活実感調査の設問の素材として最適といえる。

また、「みんなでめざす10年後の姿」は、いずれも「共汗型基本計画」である「京プラン」の策定過程で共有された重要な内容を成すことから、基本的には、その一つにつき市民生活実感調査を1問ずつ作成することが適当と考えられる。

ただし、「京プラン」の「みんなでめざす10年後の姿」と施策とは、必ずしも1対1の関係になっていないため、「みんなでめざす1

0年後の姿」に対応しない施策が存在する。そのような施策については、当該施策一つにつき1つの設問を作成することが適当である。

これらのこと及び平成16年度第1回政策評価制度評議会において確認された「設問文の言葉（ワーディング）に関する基準」を踏まえ、市民生活実感調査の設問の作成に関する基本的な考え方を次のとおり取りまとめたので、参考にされたい。

➤ 市民生活実感調査の設問の作成に関する基本的な考え方

- ① 「みんなでめざす10年後の姿」一つにつき1問作成する。
- ② 回答者が第三者的な視点で直感的に判断できる形式に統一する。
- ③ 分かりやすい表現にする。
- ④ 語尾は基本的には「～である。」「～している。」、近年注目され始めた、又は現状改善を目的とする場合は「～になってきている。」とする。
- ⑤ 「京都」の使用は、京都らしさを直感的にイメージしやすい分野や、区域を限定した方が京都での生活実感としてイメージしやすい場合に限ることとする。すべて京都市民の生活実感であるため。
- ⑥ 「誰もが」「あらゆる」「ひとりひとりが」など、100パーセントの達成を求める表現はしない。

3 その他の政策評価制度の改善策について

(1) 評価票の記述内容の充実

政策評価制度の「京プラン」への対応に伴い、評価票の改善案を別紙のとおり示す。以下は、従来と比較した主な変更点である。

ア 特に考慮すべき事情に関する記述

客観指標評価と比較して市民生活実感調査の結果が大きく変動したような場合、これまでは、両者の乖離が大きい場合にどちらかを重視する「重み付け」により総合評価を補正していたが、今後は市民にとってより分かりやすい評価とするため、政策又は施策評価票の「総合評価」欄に特記事項として定性的に記述する。

イ 施策評価票における施策を構成する事務事業の記載

これまでは、施策評価票に前年度の事務事業の評価結果を掲載していたが、事務事業評価制度とのより一層の連携を図る観点から、同年度の事務事業の評価結果を掲載する。

(2) 評価結果の一層の活用

行政評価条例において、評価結果の積極的な活用は、行政評価制度の目的の一つとして掲げられている。

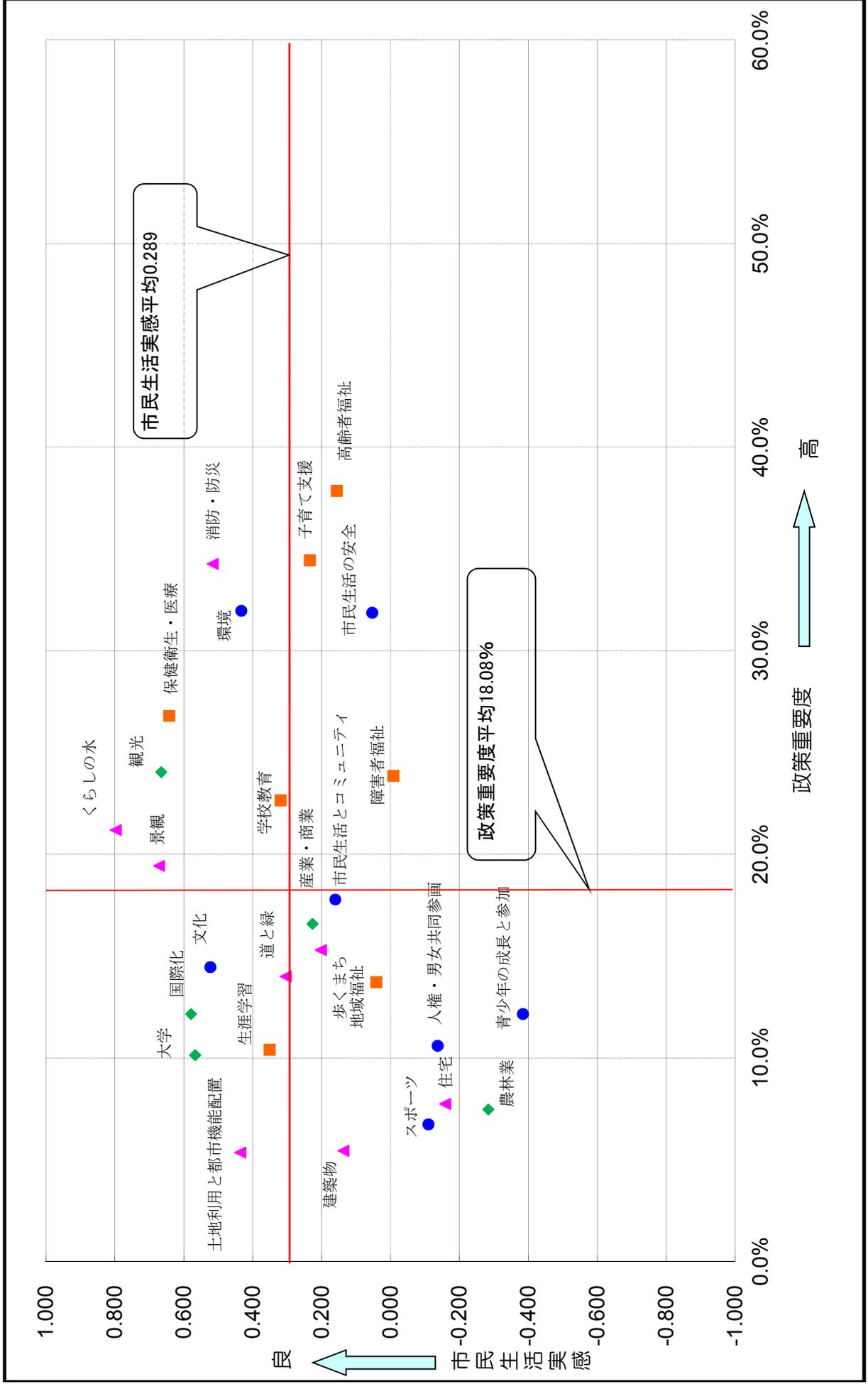
そのため、例えば「未来の京都創造研究事業(仮称)」^{*}の活用により、これまでの市民生活実感調査結果の蓄積を生かしつつ、調査結果の分析力の向上等を図るなどして、評価結果の一層の活用に努められたい。

※ 京都に集積する大学と京都市が協働し、未来の京都づくりに向けた政策を立案するための調査・研究を実施するとともに、若手をはじめとした市政を支える研究者等の発掘、育成とネットワークの形成を図る事業で、平成23年度から実施が予定されている。

政策重要度と市民生活実感のマトリックス (23年度)

政策重要度：回答数÷有効回答者数
市民生活実感：政策ごとの生活実感の平均数値

● = うるおい, ◆ = 活性化, ■ = すこやか, ▲ = まちづくり



政策・施策評価結果一覧

政策	政策の 総 評 価	施策		施策の 総 評 価
		番号	施策名	
1 環境	B	0101	自然環境とくらしを気遣う環境の保全	A
		0102	低炭素型のくらしやまちづくりの実現	B
		0103	ごみを出さない循環型社会の構築	A
2 人権・男女共同参画	B	0201	すべてのひとの人権を尊重する人権文化の構築	C
		0202	人権尊重の理念を自主的な行動につなげる取組の推進	C
		0203	すべての市民がいきいきと活動できる取組の推進	C
		0204	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	B
		0205	女性に対するあらゆる暴力の根絶	B
3 青少年の成長と参加	C	0301	青少年の自主的な活動の促進	B
		0302	課題に直面する青少年の総合的支援の推進	C
		0303	青少年の成長を支援する環境づくり	B
4 市民生活とコミュニティ	B	0401	いきいきと活動する地域コミュニティづくり	C
		0402	すべての市民活動団体の活性化	C
		0403	地域コミュニティと京都市との新しいパートナーシップ	C
5 市民生活の安全	B	0501	生活安全（防犯・事故防止）の推進	B
		0502	消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援	C
6 文化	C	0601	すべての市民が京都のまちを支え、かつ誇りにできる文化芸術創造のまちづくり	C
		0602	歴史に培われた和の文化の継承と新たな創造活動の支援	B
		0603	世界的な交流を視野に入れた文化芸術環境の向上	C
		0604	かけがえのない文化財の保護、活用と伝承	A
7 スポーツ	C	0701	それぞれの年齢や個性、環境に応じてスポーツやレクリエーションを楽しんでいるまちづくり（「するスポーツ」）	C
		0702	トップレベルのスポーツに身近に触れられているまちづくり（「みるスポーツ」）	C
		0703	多様なスポーツ活動を支え合っているまちづくり（「支えるスポーツ」）	C
8 産業・商業	C	0801	多様で活力ある中小・ベンチャー企業の育成と発展支援	A
		0802	産学公の連携による新産業の育成・振興と新事業の創出	A
		0803	京都の強みを生かした事業環境の整備	A
		0804	伝統産業の活性化と新たな展開の推進	B
		0805	地域の特性に応じた商業振興	B
		0806	ソーシャルビジネス（社会的企業：社会問題の解決を目的として収益事業に取り組む事業体）への支援	C
		0807	市民に安心していただける流通体制の強化	A
		0808	雇用の維持・確保と新たな雇用創出に向けた取組の推進	B
9 観光	B	0901	観光スタイルの質の向上	B
		0902	観光都市としての質の向上	A
		0903	国際MICE都市～国際会議、企業研修旅行、イベント等による国際集客都市～への飛躍	B
10 農林業	B	1001	産業として魅力ある農林業の構築と担い手の育成	B
		1002	環境や社会に貢献できる農林業の育成	B
		1003	市民との共汗で築く農林業	B
11 大学	A	1101	京都で学び、住み続けたい「大学のまち」の実現	A
		1102	大学の国際化に向けた人材育成と留学生等の受入拡大	A
		1103	学生のパワーで活気あふれる「学生のまち」の実現	B
		1104	産業の振興と大学教育の充実に向けた産学公地域連携の推進	B

政策・施策評価結果一覧

政策	政策の 総合 評価	施策		施策の 総合 評価
		番号	施策名	
12 国際化	B	1201	世界中のひとびとを引き寄せる京都の魅力の向上と発信	B
		1202	市民主体の国際交流・国際協力の推進	A
		1203	外国籍市民等がくらしやすく、活躍できる多文化が息づくまちづくりの推進	B
13 子育て支援	B	1301	市民ぐるみ・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり	A
		1302	子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり	B
		1303	次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり	A
		1304	子どもを安心して生き健やかに育てることのできるまちづくり	B
		1305	子どもの健全育成のための環境づくり、放課後の子どもたちの居場所づくり	B
14 障害者福祉	B	1401	お互いに認め合い支え合ってくらすまちづくり	B
		1402	自立した地域生活への移行促進	B
		1403	生きがいをもって働くことができる社会づくり	B
		1404	生活しやすい社会環境の整備	B
15 地域福祉	C	1501	地域の福祉ニーズの把握	B
		1502	地域におけるつながりの構築	B
		1503	関係者の連携・協働の推進	B
		1504	地域福祉を通じた安心・安全のまちづくり	C
16 高齢者福祉	B	1601	高齢者の尊厳を保つ社会の構築	B
		1602	活力ある長寿社会の実現	C
		1603	高齢者を支えるネットワークの推進	B
		1604	介護サービスの充実による豊かな生活の実現	B
		1605	魅力ある介護現場の実現	A
17 保健衛生・医療	A	1701	市民の健康づくり活動の推進	B
		1702	保健医療サービスの充実	B
		1703	食や生活環境の安全・安心の確保	A
		1704	健康危機に対する安全・安心の確保	B
18 学校教育	B	1801	市民ぐるみの教育の推進	A
		1802	子どもたちに「生きる力」を育む教育の推進	A
		1803	教職員の資質・指導力の向上	B
		1804	新しい学習環境づくり	B
19 生涯学習	B	1901	市民だれもが参加できる「学びのネットワーク」の拡充	A
		1902	学びが社会に還元されるしくみづくり	B
		1903	子どもを共に育む気運づくり	B
20 歩くまち	B	2001	世界トップレベルの使いやすさをめざした公共交通の再編強化	B
		2002	歩く魅力を最大限に味わえるような歩行者優先のまちづくり	B
		2003	歩いて楽しくくらしを大切にすライフスタイルへの転換（「スローライフ京都 ^{プロジェクト} 大作戦」）	B
		2004	地下鉄の魅力向上とまちづくりへのさらなる活用	B
		2005	歩行者と共存可能な自転車利用の促進	C
21 土地利用と都市機能配置	B	2101	便利でくらしやすい生活圏づくり	B
		2102	商業・業務機能が集積したにぎわいのある魅力的なまちづくり	B
		2103	創造を続ける南部地域のまちづくり	C
		2104	市内各地における個性豊かで魅力的なまちづくり	C
		2105	まちづくりを支えるしくみづくり	C

政策・施策評価結果一覧

政策	政策の 総合 評価	施策		施策の 総合 評価
		番号	施策名	
22 景観	B	2201	山紫水明の自然景観の保全	A
		2202	品格のある市街地景観の形成	B
		2203	歴史的な町並みや京町家等の保全	C
		2204	無電柱化等による魅力あふれる道路空間の創出	C
		2205	市民とともに推進する景観まちづくり	B
23 建築物	B	2301	安全な新築建築物の供給	B
		2302	既存建築物の安全性の向上	B
		2303	細街路対策による災害に強いまちづくり	C
		2304	環境に配慮され、だれもが使いやすい建築物の誘導	A
		2305	公共建築物の先導的整備	B
24 住宅	B	2401	京都らしいすまい方の継承	D
		2402	住宅ストックの良質化のための適正な維持管理や更新の支援	B
		2403	既存住宅の流通活性化のための条件整備	B
		2404	住宅・住環境の安全性の向上	C
		2405	重層的な住宅セーフティネット（安全網）の構築	C
		2406	中・大規模の市営住宅団地のマネジメント	D
25 道と緑	C	2501	幹線道路ネットワークの充実	B
		2502	健やかな生活が実感できる緑化の推進	B
		2503	都市活動を支える社会資本の維持管理	C
		2504	まちのにぎわいと潤いを創出する市街地環境の整備	C
26 消防・防災	B	2601	火災を未然に防止して市民のいのちとくらしと財産を守る予防消防の推進	B
		2602	あらゆる災害による被害を最小限に抑える消防活動体制の充実強化	B
		2603	市民への応急手当の普及啓発と救急体制の充実による救命効果の向上	B
		2604	地域の災害対応力の向上をはじめとする防災危機管理体制の充実	C
27 暮らしの水	B	2701	安全・安心な水道・下水道の構築	B
		2702	環境負荷の少ない水道・下水道の構築	B
		2703	水道・下水道の機能維持・向上	B
		2704	市民ニーズに対応した上下水道サービスの推進	B
		2705	上下水道事業の経営基盤の強化・安定	A
		2706	水辺環境の整備	A
		2707	水共生の取組の推進	B